~山村振興法に基づく税制優遇措置~

襲石町で

お得に設備投資!



固定資産税・法人税などの軽減のチャンス!

固定資産税などの軽減(地方税)

対象業種の事業者が対象設備の**取得、** 建築等を行った場合、固定資産税の税率 が最長3年間優遇(減税)されます。

法人税・所得税の軽減(国税)

対象業種の事業者が対象設備の**取得、** 建築等を行った場合、5年間、割増償却 (減価償却の特例)できます。

(注1)

どんな人(法人)が軽減を受けられるの?

令和2年9月1日以降に対象となる産業振興資産(機械設備、建物、土地)を取得した方で、下記の対象要件を満たす個人(法人)が減税の対象となります。

対象者

- ・振興山村地域で産業振興資産を取得した方(御所,西山,御明神地区)
- ・上記資産を令和3年1月1日(固定資産税賦課期日)に所有している方。
- ・青色申告をする中小企業者であること。

【個人】常時使用する従業員の数が千人以下の個人 【法人】資本金または出資金の額が1億円以下又は出資を有しない 法人のうち常時使用する従業員の数が千人以下の法人。

対象業種

- ・地域資源を活用する製造業の方(食料品製造業、飼料製造業、木 材・木製品製造業、家具、パルプ、紙製品製造業等)
- ・農林水産物等販売業の方(農産物直売所。製造、加工、調理した ものを店舗において販売することを目的とする事業)

取得資産 価格

- ・下記の金額以上で取得した産業振興資産が対象となります。【地域資源を活用する製造業】
 - →500万円以上(資本金5,000万円以下)
 - →1,000万円以上(資本金5,000万円超~1億円)

【農林水産物等販売業】

→500万円以上

税制優遇を受けるためには?

手続きの流れ

町:政策推進課





町:税務課 資産税担当

国税 盛岡税務署

- ①事業者による設備取得後、町政策推進課へ確認申請書(注2)を提出(令和3年2月1日まで)
- ②確認申請書において取得設備の確認を行い、公印を押した書類を事業者へ返還。
- ③確認を受けた書類その他必要書類(注3)を準備し町役場税務課や盛岡税務署へ申請。

雫石町における税制優遇措置

山村振興法に基づく雫石町産業振興施策促進事項に適合する場合には、固定資産税において不均一課税(減税)が適用されます。※下記の表は機械設備、建物、土地でそれぞれ1,000万円、計3,000万円の設備投資を行った場合の減税の例です。(注4)

標準税率	初年度	第2年度	第3年度	
1.4%	0.14% (標準の1/10)	0.70% (標準の1/2)	1.05% (標準の3/4)	合 計
通常税額	318,500円	287,840円	264,880円	871,220円
減税後額	31,850円	143,920円	198,660円	374, 430円
減 税 額	△286,650円	△143,920円	△66,220円	△496, 790円

■このほか、国税の手続き方法等については、税務署へお問い合わせください。

内容	問い合わせ先	電話番号
産業振興促進計画・確認申請について	雫石町 政策推進課 財政担当	019-692-6572
町税について	雫石町 税務課 資産税担当	019-692-6481
国税について	盛岡税務署	019-622-6141
山村振興計画全般について	農林水産省 農村振興局	03-3502-6005

- (注1) 当町では、令和2年9月1日付で山村振興計画を更新し、計画内に「産業振興施策促進事項」を追加しました。このことにより、産業振興施策 促進事項の促進期間である令和2年9月1日から令和7年3月31日の期間に取得した対象資産について、山村振興法の規定に基づき税制優遇措置 (減税) をうけられる環境を整備したものです。ただし、税制改正等により促進期間終了日前に税制優遇措置制度が終了する可能性がありま すのでご注意ください。また、財産の取得時期により、税制優遇期間が3年以下になることがありますのでご注意ください。
- (注2) 確認申請書については別途様式があります。詳しくは町役場政策推進課へお尋ねください。(雫石町ホームページでもダウンロードできます。『雫石町 山村振興計画』で検索願います。)
- (注3) 資産税制優遇の適用申請については、申請先ごとに必要書類や手続き方法が異なります。申請前によくご確認ください。
- (注4) 機械設備の資産評価額は初年度875万円、2年目656万円、3年目492万円で試算。建物の資産評価額は700万円(3年固定)で試算。土地の資産 評価額は700万円(3年固定)で試算しています。農林水産省山村振興ホームページより抜粋。